

平成29年7月 日

宮崎県文化財保護審議会会長 殿

宮崎県教育委員会教育長

県指定文化財の指定及び一部指定解除について（諮問）

宮崎県文化財保護条例第31条第1項の規定による県指定有形文化財の指定及び第32条第1項の規定による県指定史跡の一部指定解除について、別紙1・2のとおり諮問いたします。

記

- 1 諮問事項 県指定文化財の指定及び一部指定解除について
(別紙1・2のとおり)

- (1) 有形文化財の指定

さるかわせきしよ ごじょうばんふた み け
「去川関所御定番二見家住宅」

- (2) 県指定史跡の一部指定解除

県指定史跡「下三財古墳群」のうち第32号墳